

別添（改正後全文）

制定 平成 14 年 5 月 31 日岐阜県公安委員会規程第 8 号
改正 平成 14 年 8 月 9 日岐阜県公安委員会規程第 11 号
改正 平成 17 年 3 月 11 日岐阜県公安委員会規程第 5 号
改正 平成 27 年 3 月 27 日岐阜県公安委員会規程第 5 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日岐阜県公安委員会規程第 4 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等取扱規程を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等取扱規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 11 号）の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車運転代行業者（以下「運転代行業者」という。）に対する行政処分（認定の拒否及び取消し、指示並びに営業の停止及び廃止）、報告・資料提出、立入検査、岐阜県知事に対する通知・協議、聴聞等の実施及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（認定の拒否）

第 2 条 公安委員会は、法第 5 条第 3 項の規定に基づき運転代行業を営もうとする者からの認定申請を拒否する場合には、認定に関する通知書（別記様式第 1 号）を当該申請者に交付して行うものとする。

2 公安委員会は、運転代行業を営もうとする者からの認定申請があり、認定又は認定の拒否をしようとする場合は、法第 5 条第 4 項の規定に基づき認定に関する協議書（別記様式第 2 号）により、あらかじめ岐阜県知事に協議するものとする。

（認定の取消し）

第 3 条 公安委員会は、法第 7 条第 1 項の規定に基づき運転代行業者の認定を取り消す場合には、認定取消処分通知書（別記様式第 3 号）を当該申請者に交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の処分をする場合には、法第 7 条第 2 項の規定に基づき認定取消しに関する協議書（別記様式第 4 号）により、あらかじめ岐阜県知事に協議するものとする。

（認定証の変更届出、返納）

第 4 条 公安委員会は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき運転代行業者から変更届出があった場合は変更届出に関する通知書（別記様式第 5 号）により、法第 9 条第 3 項の規定に基づき運転代行業者から認定証が返納された場合は認定証の返納に関する通知書（別記様式第 6 号）により、それぞれ岐阜県知事に通知するものとする。

（報告・立入検査等）

第 5 条 公安委員会は、法第 21 条第 1 項の規定に基づき運転代行業業務に関する報告又は資料の提出を要求するときは、報告・資料提出要求書（別記様式第 7 号）を当該運転代行業者に交付して行うものとする。また、警察職員を当該運転代行業者の営業所に立ち入らせる場合には、身分証明書（別記様式第 8 号）を携帯させ、関係者に提示させるものとする。

（指示）

第 6 条 公安委員会は、法第 22 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき指示するときは、当該運転代行業者に指示書（別記様式第 9 号）を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の処分を行った場合は、岐阜県知事に対し、指示に関する通知書（別記様式第 10 号）により、その旨を通知するものとする。

（営業の停止）

第 7 条 公安委員会は、法第 23 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき営業停止処分を決定した場合は、当該運転代行業者に営業停止命令書（別記様式第 11 号）を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の処分をする場合には、法第 23 条第 3 項の規定に基づき営業停止命令に関する協議書（別記様式第 12 号）により、あらかじめ岐阜県知事に協議するものとする。

（営業の廃止）

第 8 条 公安委員会は、法第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 3 号の規定に基づき営業廃止処分を決定した場合は、当該運転代行業者に営業廃止命令書（別記様式第 13 号）を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の処分をする場合には、法第 24 条第 2 項の規定に基づき営業廃止命令に関する協議書（別記様式第 14 号）により、あらかじめ岐阜県知事に協議するものとする。

（聴聞等の実施）

第 9 条 公安委員会は、第 3 条の規定により認定の取消処分をする場合においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「手続法」という。）第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に基づいて聴聞を行うもの

とする。また、第6条の規定により指示処分をする場合、第7条の規定により営業停止処分をする場合及び第8条の規定により営業廃止処分をする場合においては、手続法第13条第1項第2号の規定に基づいて弁明の機会の付与を行うものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところにより実施するものとする。

（審査請求）

第10条 本規程に基づく行政処分に不服がある被処分者からの審査請求については、岐阜県公安委員会審査請求手続規則（平成28年岐阜県公安委員会規則第2号）により対応するものとする。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年8月9日岐阜県公安委員会規程第11号）

この規程は、平成14年8月9日から施行する。

附 則（平成17年3月11日岐阜県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日岐阜県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月27日岐阜県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

この処分に不服のあるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます。

また、この処分に不服のあるときは、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

認定に関する協議書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

| | |
|-------------|--|
| 取扱者の氏名及び連絡先 | |
|-------------|--|

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

| | |
|-------------|--|
| 取扱者の氏名及び連絡先 | |
|-------------|--|

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号

報 告 要 求 書
資 料 提 出

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第21条第1項 の規程によ
第25条第2項第1号
り、次の事項について必要ですから、 月 日まで 報 告 資 料 提 出 を 求 め ま す 。

報告、資料提出を求める事項

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

この処分に不服のあるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます。

また、この処分に不服のあるときは、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- (注) 1 不要部分を抹消すること。
2 本書交付に際しては、控に交付年月日、受領者名を記入しておくこと。

別記様式第 8 号

(表)

| | | |
|---|------------|------|
| 身分証明書 | | 第 号 |
| 写 真 | 官 職 氏 名 | 54.0 |
| <p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 21 条第 1 項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県公安委員会 印</p> | | |
| 85.6 | | |

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第 21 条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

第 号

指示書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 第25条第2項第1号 の規程により、以下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます。

また、この処分に不服のあるときは、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 年 月 日
号

指示に関する通知書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項第1号
の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

| | |
|-------------|--|
| 取扱者の氏名及び連絡先 | |
|-------------|--|

別紙

| | |
|-----------|--|
| 指 示 年 月 日 | |
| 指 示 事 項 | |
| 指 示 の 理 由 | |
| その他参考事項 | |

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 23 条第 1 項
第 25 条第 2 項第 2 号 の規程によ
り、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から
日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます。

また、この処分に不服のあるときは、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規程によ
り、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱いま
す。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

| | |
|-------------|--|
| 取扱者の氏名及び連絡先 | |
|-------------|--|

別紙

| | |
|-----------------|--|
| 命令年月日 (予定) | |
| 営業停止命令 の内容 | |
| 営業停止命令 を行う理由 | |
| その他参考事項 | |

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規程によ
り、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます。

また、この処分に不服のあるときは、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

岐阜県知事 殿

岐阜県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 第25条第2項第3号 の規程により、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
- 2 営業廃止命令を行う理由

| | |
|-------------|--|
| 取扱者の氏名及び連絡先 | |
|-------------|--|